

【若者向け注意喚起シリーズNo.1】
怪しい副業・アルバイトのトラブルにご注意！

怪しい副業やアルバイトに関するトラブルについて、10～20歳代の若者からさまざまな相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。

事例をご紹介します。

- ・ チャットで相談にのるだけのアルバイトで、次々と手数料を支払わされた。
(10歳代女性)
- ・ “レンタル彼氏”に登録したが収入は得られず、月額サイト利用料だけを支払わされている。
(20歳代男性)
- ・ 「荷受代行」をしたら自分名義でスマートフォン6台を購入され、請求書が届いた。
(20歳代女性)

怪しい副業・アルバイトでは「報酬を得るために必要」などと言われ、登録料やサイト利用料などさまざまな名目でお金を支払わされるという特徴があります。「手数料」「登録料」を請求されたら要注意です。

特に注意が必要なのは「荷受代行」「荷物転送」です。アルバイトを装っていますが、裏の目的は消費者の名義で不正に携帯電話等を購入することです。

その手口は、

- ① SNS等でアルバイト募集の投稿を見て消費者が連絡すると、「アルバイトの内容は「電化製品・電子機器等の入った荷物を指定の住所に送るだけ！1回送る度に数千円の報酬」などと説明され、さらに「アルバイトを始めるには、運転免許証や健康保険証などの身分証明書が必要」と言われ、それらの画像を送付させる。ほかに名前や生年月日、報酬の振込先の銀行口座等の個人情報を聞かれ伝える。
- ② 連絡の相手を含む何者かが、携帯電話会社等のサイト上で消費者の個人情報や身分証明書の画像を使い、SIMカードや携帯電話の端末を契約する。
- ③ 消費者のもとにSIMカードや携帯電話の端末の入った荷物が届き、あらかじめ指定された住所に送ると、商品到着後に数千円の報酬が口座に入金されるという仕組みです。

このような手口で作られた携帯電話等は犯罪に使用される恐れもあります。「荷受け代行」「荷物転送」のアルバイトは絶対にしないでください。また、身分証明書や、銀行口座等の個人情報を安易に伝えないようにしましょう。

2022年4月からは18歳から一人で契約ができ、一方的に取消ができなくなります。アルバイトを始める前には家族等に相談しましょう。

不安に思った場合やトラブルになった場合は、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談しましょう。(消費者ホットライン188)(参考:国民生活センターHP)